

独立行政法人日本学生支援機構 平成 23 年度業務実績に関する評価意見書（総論）

本委員会では、機構の計画の実施状況又は課題を適切に把握・評価し、その評価結果が機構の運営に適切に反映されることを通じて、教育の機会均等に寄与し、修学環境を整備し、もって次代を担う人材の育成及び国際相互理解の増進を図るという機構の目的の達成に寄与することを期して評価を行った。

本意見書は平成 23 年度の業績について、次のような視点、対象項目等により実施した評価結果を取りまとめたものである。

（１）評価の視点及び評価対象項目

評価は、中期目標・中期計画の達成に向けて年度計画が着実に実施されたかどうかという視点から行い、このため、中期目標・中期計画の構造を参考に、平成 23 年度計画の第 3 階層の各項目（括弧付き数字の項目）を評定の対象となる項目とした。

（２）評価指標

評価業務の一層の効率化及び評価の客観性の確保を目的として、平成 21 年度に評価指標の大幅な見直しを図ったが、平成 23 年度においても、平成 22 年度と同様の評価指標を本委員会において決定し、当該指標ごとの実績に基づき評価を行った。

（３）平成 22 年度評価結果等に基づく業務の改善状況

平成 22 年度業務実績に関する評価結果等に基づき、平成 23 年度の業績がどの程度改善し、進展が図られているかという観点からも評価を行った。

（４）行政改革の視点

現在進められている国の行政改革において、独立行政法人については事務・事業の改革を法人自ら着実に推進するとともに、資産・運営の見直しを進めることが求められているが、今回の評価においてもこれらの視点を踏まえて評価を行った。

評価項目ごとの評価意見及び評定は、別添の「評価フォーマット」に記載のとおりであるが、全体としては、平成 22 年度同様、概ね年度計画に従った業務の着実な実施及び改善により、学生支援サービスの質の向上が図られたものと認められる。

以下、年度計画の大きな柱に沿って、評価意見を述べることとする。

1. 奨学金貸与事業

奨学金貸与事業に関しては、新設される「所得連動返還型無利子奨学金制度」を周知したことは、意欲と能力のある学生が安心して教育を受けられる環境づくりに資するためと評価できる。また、適格認定の厳格な実施のため、学校担当者が出席する協議会等で、基準の周知を徹底したことは評価できる。今後も引き続き、学校における実施状況の把握を行うとともに、各学校との連携の下、厳格かつ適切な指導に努められたい。

返還金については、回収施策を的確に実施した結果、総回収率の目標を達成できたことは評価できる。また、外部シンクタンクによる分析をもとに、総回収率の妥当性について結論を得たことも評価できる。今後は機構の回収努力が明確に表され、かつ民間にもわかりやすい指標を併用されたい。さらに、奨学金貸与事業の規模の拡大により、要返還債権額が4,026億円増加する中、3ヶ月以上延滞債権額は12億円減少しており、要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合が前年度から0.5ポイント改善されたことは、機構の回収促進策が的確に実施された成果であるため評価できる。

一方、平成19年度末の3ヶ月以上延滞額については、目指していた削減額を達成することはできなかったが、延滞期間の区分で分けると延滞9年未満までは累計延滞額の半減を達成しており、延滞が長期化するほど回収が困難になるという延滞債権の特性を勘案すれば、延滞債権に係る数値が全般的に改善されていることは評価できる。返還金の回収率向上のためには、大学等の協力が欠かせないことから、奨学金返還意識の涵養や、奨学金貸与業務の的確な実施に向け、機構から学校へ働きかけることも不可欠であり、引き続き学校との連携強化を図られたい。

2. 留学生支援事業

留学生支援事業に関して、学習奨励費について、渡日前入学許可者を対象とした大学推薦による予約採用等を実施し、適切な支援を行ったことは評価できる。今後は定期的な進路状況の追跡調査等により、制度の効果を更に高めていくことが望まれる。

国際交流会館等については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、一部を除いて売却したことは評価できる。また、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）により方針が変更になった中、入居者数の確保を図り、一定の入居率を確保したことは評価できる。更に、レジデント・アシスタントを配置し、生活上、修学上の問題、進路等幅広く留学生の相談に応じる体制を整えたことは、留学生へのサービスのみな

らず、指導、助言による問題発生の防止にもなり、きめ細かい対応として評価できる。

日本留学試験については、円高や東日本大震災の外的要因により、日本国内の日本語教育機関（他機関を含む）の在籍者等が減少したことに伴い、年間受験者数は目標値には達しなかったが、前期中期目標期間における平均年間受験者数を上回ったことは評価できる。今後は利用大学等の促進及び国内外の広報の強化が必要である。

3. 学生生活支援事業

学生生活支援事業に関しては、平成 24 年度から実施する研修について外部有識者からの意見を取り入れ、研修事業の方向性について結論を得て、就職・キャリア支援教職員研修会の専門コースを有料化したことは評価できる。

4. 東日本大震災対応

東日本大震災対応に関して、被災世帯の学生・生徒等が進学・修学の機会を失わないよう各施策を実施したことや、日本留学試験の特別追試験の実施や受験料等の返金など適切に対応したこと、全国就職指導ガイダンスにおいて国と一体となって震災関連施策の情報提供を行ったこと等の取組みは評価できる。

5. その他

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)により、機構について、その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成 24 年夏までに結論を得ることとされた。

機構においては、文部科学省と連携の下、国の行政改革における要請に的確に対応しつつ、今回の本委員会の評価も参考にして、第 2 期中期計画の着実な達成に向け、一層の業務改善に取り組まれない。